

関連機関の概要について

1 障害者自立支援協議会

(1) 趣旨

相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第77条第1項第3号に規定する事業をいう。）の適切な実施を図るため設置。

(2) 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第89条の3第1項

(3) 委員構成

- ① 保健、福祉、医療、就労又は教育の分野における学識経験者
- ② 障害者等又はその家族
- ③ 障害者等の保健福祉に関わる事業の従事者

(4) 近年の審議内容

次の3点にかかる取り組みを継続するとともに、既存の体制に、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点を有機的に結び付け、地域における相談支援体制の更なる整備について検討を進めている。

- ① 各区障害者自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取り組みの汎化
- ② 障害児者が地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生み出さないための相談支援体制の質的・量的拡充
- ③ 上記を人材育成面から担保するための研修体系等の確立

※各区障害者自立支援協議会

相談支援を通じて明らかになった地域課題の共有、課題解決に向けた関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、相談支援従事者の質の向上等に向けた協議を実施。

※地域部会

多機関協働による取り組みを具体化させるため、各区における効果的な取り組みの確実な汎化・進展に関する協議のほか、地域課題である住まいの問題やサービス移行期の課題等について、多機関の取り組みを土台とした解決策等の検討を実施。

2 精神保健福祉審議会

(1) 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条に基づく「地方精神保健福祉審議会」として条例で設置。市長の諮問に応えるほか、精神保健及び精神障害者福祉に関して市長に意見を具申することができる。

(2) 根拠法令

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条
- ・仙台市精神保健福祉審議会条例

(3) 委員構成

- ① 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- ② 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- ③ 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加促進を図るための事業に従事する者

(4) 近年の審議内容

平成30年度から「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について審議を行っている。審議にあたっては、2つの大テーマ「地域における支援体制のあり方」、「精神障害者の地域移行の推進」の下に6つの小テーマを設けて順次検討を進めている。

※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域で生活ができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

3 発達障害者支援地域協議会

(1) 趣旨

発達障害児者支援に関して、支援体制に関する課題や関係機関の取組状況の情報共有、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を図るために設置。

(2) 根拠法令

発達障害者支援法 第19条の2第1項

(3) 委員構成

- ① 学識経験者
- ② 発達障害者又はその家族等
- ③ 医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者
- ④ 関係行政機関の職員

(4) 近年の審議内容

平成30年度から令和2年度にかけては「学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方」、令和3年度からは「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方」について協議を行い、全ライフステージを通じて必要とされる支援のあり方について検討を進めている。